

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 27 年 2 月 13 日（金）

担当課：市長室 危機管理課

件 名： 大和市地域防災計画の修正について	
提出理由：大和市防災会議に大和市地域防災計画の修正素案を提出するにあたり、その内容について合意を得る必要があるため	
内 容： 1. 背景等 ・大和市地域防災計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に基づく計画であり、これまでも国や県の防災計画等と整合を図り、修正を行ってきた。 ・平成 24 年 6 月に、東日本大震災を教訓として災対法が改正された。平成 25 年 1 月には、この内容を踏まえて本市地域防災計画の修正を行った。 ・その後、平成 25 年 6 月に避難行動や屋内退避等に関する災対法の改正、平成 26 年 11 月には緊急車両通行ルート確保に関する災対法の改正が行われた。 ・また、平成 25 年 5 月には気象業務法改正に伴う特別警報の運用が始まり、同年 6 月には水防法の改正により自衛水防の推進が強化されるなど、風水害対策の充実が図られた。 ・近年、台風や火山噴火など、極端な自然現象が全国的に発生しており、本市でも、昨年は大雪による雪害や台風による水害が発生した。 ・以上のことから、本市の対応について明らかにする必要がある。 2. 趣旨 ・今回の計画修正については、平成 25 年 6 月と平成 26 年 11 月の災対法の改正に関する内容を反映する。 ・また、災害対策に係る気象業務法、水防法の改正内容を反映する。 ・その他、新たに雪害対策及び火山災害対策に関する本市の対応等について追加する。	3. 主な修正内容 (1) 災対法改正に伴う修正 ①避難行動要支援者の名簿作成等に関する修正 ②屋内待避等の安全確保措置を追加 ③緊急車両の通行ルート確保のため、放置車両対策を追加 (2) 気象業務法、水防法改正に伴う修正 ①気象業務法の改正に伴い、特別警報の運用規定について追加 ②水防法の改正に伴い、浸水想定区域内に所在する防災上の配慮を要する施設に、新たに大規模工場を追加 (3) 雪害対策・火山災害対策等の追加 ①雪害対策を新設 ②火山災害対策を新設 ③風水害時の避難判断基準を追加 ④一時滞在施設を 1 カ所（市内協定締結先）追加 ⑤スタンドパイプ応急給水用資機材を用いた給水対応について追加 ⑥市内 P R ボードの活用について追加 ⑦指定避難所を新たに避難生活施設の名称で位置づけ 4. 計画の運用 ・今後は、新たに加えた雪害対策や火山災害対策等について、災害時の具体的な対応マニュアルを作成するとともに、他の修正内容についても、大和市業務継続計画に反映させる。また、必要な予算措置を行い、予防・応急体制を確保する。
経 過 S40. 5 大和市地域防災計画の策定 （その後、法改正等にあわせ、随時修正） H25. 1 大和市地域防災計画の修正（H24. 6 災対法改正分） H25. 5 気象業務法の改正（特別警報等） 災対法の改正（避難行動等） H25. 6 水防法の改正（大規模工場等） H26. 11 災対法の改正（緊急車両等）	今後の予定 H27. 2 市民意見公募手続きの実施 H27. 3 大和市防災会議に修正案提出・決定 H27. 4 神奈川県への修正報告